

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 (期限切れ法律案)

マルポール条約(日本が批准している海洋環境関連条約)一部改正の国内取り入れ

背景

<マルポール条約附属書I>(油による汚染の防止のための規則)

- ・南極海域の特殊性(低水温)を踏まえた規制強化 → MEPC60(H22. 3)で改正案が採択予定
→平成23年7月適用予定
- ・油流出事故による被害の大きさを踏まえ、貨物油の船舶間積替えという油流出の危険性の高い行為について規制を導入 → MEPC59(H21. 7)で改正案が採択
→平成23年1月適用

<マルポール条約附属書VI>(船舶による大気汚染の防止のための規則)

- 規制の実効性をより高めるため、窒素酸化物放出規制対象原動機の追加、排出ガスの放出に関連する作業に係る手引書の備置き義務の導入等 → MEPC58(H20. 10)で改正案が採択
→平成22年7月適用

MEPC(海洋環境保護委員会):国際海事機関(IMO)の中の海洋環境に特化した専門委員会。ロンドンにおいて2年に3回開催

概要

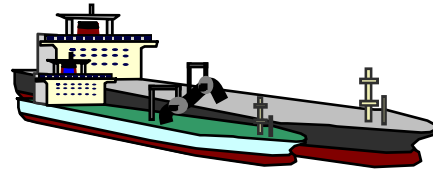
<附属書I関連>

①南極海域における重質油の積載の規制



南極海域(南緯60度以南の海域)における重質油の積載禁止の新設

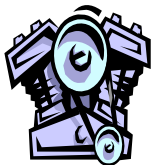
②貨物油の船舶間積替えの規制



- 船舶間貨物油積替作業手引書の備置き義務
- 当該手引書の遵守義務
- 海上保安庁長官による措置命令の新設等

<附属書VI関連>

③窒素酸化物(NOx)の放出規制



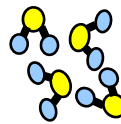
窒素酸化物放出規制の対象原動機の追加等

④燃料油の使用等に関する規制



基準適合燃料油の使用に関する規制の適用除外の新設

⑤硫黄酸化物(SOx)の放出規制



燃料油変更作業手引書の備置き義務の新設

⑥揮発性有機化合物の放出規制



揮発性物質放出防止措置手引書の備置き義務の新設

⑦オゾン層破壊物質の放出規制



オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表の備置き義務等の新設

主な施行期日

I:平成22年7月1日(③~⑦関係)

(⑥については政令で定める日(5月1日を想定:事前の検査及び周知等に2ヶ月必要なため))

II:平成23年1月1日(②関係)(海上保安庁長官による措置命令については平成24年4月1日)

III:公布から1年6月以内の政令で定める日(平成23年7月を想定)(①関係)